

# 病児保育施設等利用助成制度のお知らせ



女性研究者及び女性医員の研究活動，診療業務と育児の両立を支援するため，**病気治療中又は病気回復期にある子を保育施設に預ける場合の利用料に対する費用の助成**を行います。

## 受付期間

※事前登録なしで、利用した方からの助成申請を随時受付します。

令和3年4月1日～令和4年3月31日



## 【対象施設(一例)】

市町名	施設名	病児保育	病後児保育
福井市	福井県済生会乳児院	—	○
〃	福井総合クリニック	—	○
〃	福井愛育病院 「愛育ちびっこハウス」	○	○
〃	大滝病院	○	○
鯖江市	斉藤病院「わらべ」	○	○
坂井市	つちだ小児科 「すくすくハウス」	○	○

※その他、各市町村で保育施設が設置されています。

## 【申請方法】

病児保育施設等を利用後、1カ月以内(年度末は2週間以内)に利用助成申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、男女共同参画推進センターまで提出してください。詳細は、病児保育施設等利用助成制度案内をご覧ください。

※必ず提出期限内に申請ください。期日を過ぎると受付できません。

※予算の都合上、年度途中であっても申請受付を終了する場合があります。

※案内及び様式第1号(利用助成申請書)は、『eOffice→お知らせ→【男女共同参画推進センター】令和3年度 病児保育施設等利用助成制度のお知らせ』より入手できます。

## 利用対象

平成27年度より女性医員の方も利用できるようになりました!

女性研究者  
・  
女性医員

男性研究者  
(※)

### ●小学校3年生までの子を養育している方

ただし産前産後休暇中・育児休業中、介護休業中など、研究等を中断している方、3人目以降で3歳児までの子は除きます。

※3人目以降で3歳までの子については、福井県が「ふくい3人っ子応援プロジェクト」にて助成を行っています。

※男性研究者の場合、配偶者が大学等において研究に従事している方が対象です。詳しくは募集案内 2.対象者をご覧ください。

## 【助成内容】



子ども1人につき年度内12回を上限に、病児保育施設等の利用料金の半額(1日1,000円を上限)を助成

・利用した日が連続している場合は1回とします